平成２５年（フ）第１１４２８号
東京都世田谷区奥沢５丁目31―３
債務者　酒井真理子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４８１号
東京都大田区西嶺町９番３―501
債務者　高橋　美和
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５２５号
東京都文京区湯島３丁目34―２―201
債務者　山崎　晃仁
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９９５号
神奈川県鎌倉市材木座１丁目15番10号
債務者　横山　浩太（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３６９号
大阪市東淀川区大桐４丁目２番59号　大桐多田羅マンション203号
債務者　森　　道郎
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６０６号
東京都町田市木曽東３―26―15―103、住民票上の住所東京都江東区南砂４丁目３―３―601
債務者　足立　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６０７号
東京都三鷹市深大寺２丁目40―35―202
債務者　鈴木麻衣子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６９号
東京都西東京市芝久保町２丁目17番655号
債務者　赤木　豊子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９４２号
東京都小平市小川西町５丁目39番２―703号
債務者　中井　大輔
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８６号
静岡市駿河区鎌田98番地の８　ケインズハウス２Ｃ、旧住所静岡市駿河区丸子６丁目３番３―12号
債務者　森田　浩史
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２８号
静岡県島田市岸町889番地の２　ルミエールＫ203号室
債務者　久保　雅史
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第９３５号
さいたま市浦和区本太５丁目28番17号
破産者　株式会社ＳＨＯＥＩ物産
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２４号
埼玉県所沢市大字北岩岡字平野224番20
破産者　有限会社美建
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０７２号
札幌市西区琴似１条４丁目４番27号
破産者　有限会社右文
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０５号
広島市安佐北区深川３丁目27番36号
破産者　有限会社谷川工務店
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
川崎市川崎区池上町７番１号
破産者　有限会社前田土木
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
川崎市川崎区駅前本町24番地15クリオ川崎905
破産者　有限会社エヌエフシー
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係